ID:　1003

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	特定施設等の処理方法の改善等命令　（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）
例規名 根拠条項	環境の保全と創造に関する条例　第48条第2項
例規番号	平成7年兵庫県条例第28号

【根拠条文】

（許可の取消し等）

第48条

2　知事は、特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年6月28日	**最終変更年月日**	令和5年6月30日